

大田市告示第109号

地籍調査の実施の告示

国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条の3第2項の規定により、島根県知事が令和7年度における地籍調査に関する事業計画を定めたので、同法第7条の規定により次のとおり告示する。

令和7年5月14日

大田市長 楫野弘和

1 調査を実施する者の名称

大田市

2 調査地域

大田⑭、大田⑮

3 調査期間

令和7年5月14日から令和8年3月31日まで